重 要 事 項 説 明 書

中目黒駅前保育園は、入所児童に対して保育を行います。設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上における重要事項について説明いたします。

（施設の目的）

この規程は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、中目黒駅前保育園（以下「当園」という。）の運営方針、職員の区分、定数及び職務内容、保育方法、費用その他保育園の運営に関し重要な事項を定めることにより、効率的かつ透明性の高い保育園の運営を確保し、入所する子ども及びその保護者に対し適切な保育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

（１）法人理念

法人の核となる渕野辺保育園の創設の原点「愛の精神」を基盤とした「子育ち・子育て支援」を通して、永遠に存続する地域福祉ステーションを目指している。

（２）保育理念

～主題“いっしょっていいね”ふるさと保育～

① 都心の一画に位置する保育園であるが、あえて“ふるさとのイメージ”が湧いてくるような温かさへのこだわり、そして五感を育む保育環境を背景にして、子ども達一人ひとりが主役となり、いきいきした活動意欲によるリアル体験を積み重ね、そこからロマンの世界、情操的な思考へ誘導する保育を目指していく。

② 統合保育や異年齢保育、そして地域活動など多様な保育場面における重層的な関係性を通して、子ども達自らが自信と肯定的な感覚を抱き、主体的、積極的な生きる力を養うとともに、人に優しい思いやりの心を育むことを目標とする。

（３）保育基本方針

① 子ども一人ひとりが、園生活の主人公になること

② 子ども一人ひとりにとって、のびのびと楽しく生活できる拠点になること

③ 豊かで多様な関係性を通して、思いやりの心を育む

④ 自然に対する興味関心を深め、自然を大切にする心を育む

⑤ 「自分で考え、行動する」自己決定の力を育む

⑥ 自分や他者の気持ちと折り合いを付け、感情をコントロールする力を育む
⑦ 多様な実体験を通して、のびのびと逞しく生きる力を育む
⑧ 子ども一人ひとりのイメージを大切にして、豊かな表現力を育む
⑨ 家庭の育児力の向上を支援し、保護者と成長を喜び合うこと
⑩ 地域の子育て支援を進めながら、地域社会の一員として役割を果たしていくこと

（４）法人の理念「愛の精神」を基盤に、保育理念「“いっしょっていいね”ふるさと保育」の実現に向けて、職員一人ひとりが意識をもち養護と教育が一体となった保育・教育を通して、ゆったりとした家庭的な温かい環境のもと健康安全で情緒の安定した生活ができるよう保障し、“いっしょっていいね”思いやりと生きる力を育み、すこやかな育ちを支える。また、保護者の子育ての苦労に寄り添いながら、保護者と子どもの気持ちをつなぐような役割を自覚し、子育ちや子育てについて一緒に考える姿勢を大切にする。さらには、地域の子育てニーズに応えていけるように、地域の子育て支援をすすめ、地域の人と人とのつながりが持てるように、地域の一員としての自覚を持ち、その役割を果たして子どもがより良く育つ環境づくりをしていく。

（職員の職種、職員数及び職務内容）

当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、目黒区の保育要件で定める配置基準を下回らない人数とする。なお、職員数は入所人数により変動することがある。

（１） 施設長（園長）１人

園長は、理事会の決定する方針に従い、保育園の管理運営を統括する。

（２）保育主任１人

保育主任は園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。

（３）保育士１５人

保育士は、保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録及び家庭との連絡等の業務を行う。

（４）看護師（保健師含む）　１人

看護師および保健師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

（５）栄養士（管理栄養士含む）　１人

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

（６）調理員　３人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

（７）事務職　２人

事務は、会計及び事務を行う。

（８）園医　１人

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（保育を提供する日）

当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、１２月２９日から３１日及び翌年１月１日から１月３日を除く。

（保育を提供する時間）

当園が定める開所時間は次のとおりとする。

月～金　午前７時１５分～午後８時１５分

土　　午前７時１５分～午後６時１５分

（提供する保育の内容）

保育所保育指針（平成 29 年厚労告第 117 号）を踏まえ、当園が定める保育課程に沿

って乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

（保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由および額）

支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する区が定める利用料を、その居住する区へ支払うものとする。

２　第１項に定めるもののほか、別表に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用ついては、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

（利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

２号認定子ども及び３号認定子どもについては、区が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

２　当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

３　退園、転園又は休園しようとする者は、支給認定保護者が理由を記して事前に園長へ願い出るものとする。

４　当園は以下の場合に保育・教育の提供を終了することができるものとする。

（１）２号認定子ども又は３号認定子どものいずれにも該当しなくなったとき。

（２）支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。

（３）区が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

（４）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（虐待の防止のための措置）

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

（２）職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

（３）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

（４）その他虐待防止のために必要な措置

２　同条第１項第２号における虐待等の行為とは、「児童虐待防止等に関わる法律」が定める・規定する行為をいう。

３　当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

設置者の概要

名　　称	社会福祉法人さがみ愛育会
所　在　地	神奈川県相模原市中央区淵野辺一丁目 16 番 5 号
代表者氏名	理事長　　小林　祐子
電 話 番 号	042－707－8881（代表）

保育園の概要

名　　称	中目黒駅前保育園
所　在　地	東京都目黒区上目黒１丁目２６番１号アトラスタワー３階
開設年月日	令和２年４月１日
電話番号	03-3711-7110
施設長氏名	園長　　山本　清吾
入所定員(年齢別)	0 歳　8 名　1 歳　9 名　2 歳 10 名　3 歳 11 名 4 歳 11 名　5 歳 11 名
取扱う保育事業の種類	通常保育、延長保育、保育所地域活動事業、一時預かり保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年 2 度実施し、保育内容教育内容の向上に努める。
第三者評価の概要	3 年度毎に、一般社団法人全国保育士養成協議会など専門性の高い評価機関による事業評価を受審しその結果を情報公開する。
職員への研修の実施状況	外部研修計画、内部研修計画に則り実施。
嘱託医	園内科医　　松井　豊裕

職員体制

園　長	1 人
保育主任	1 人
保育士	15 人
調理員	3 人

看護師	１人
栄養士	１人
事務職	２人
園医	１人

緊急時の対応方法

利用子どもに病状の急変等の緊急事態が発生した場合には保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行う。

嘱託医	氏名　　松井　豊裕
	所在地　〒153-0051 東京都目黒区上目黒二丁目９番２５号 松井内科クリニック 電　話　　03-3715-6552
救急隊	東京消防庁 目黒消防署中目黒出張所
	所在地　〒153-0051 東京都目黒区上目黒二丁目９番１４号 電　話　　03-3793-0119
警察署	管轄警察署名　　目黒警察署
	所在地　〒153-0061 東京都目黒区中目黒二丁目７番１３号 電　話　　03-3710-0110

非常災害時の対策

消防計画作成（変更）届出書	東京消防庁 目黒消防署中目黒出張所　　令和３年４月１日届出 防火管理者　　氏名　　山本　清吾
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月１回）を実施
消火訓練	初期消火を想定した消火訓練（月１回）を実施
防火設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・自動消火設備
避難場所	地域避難所・目黒区立中目黒小学校、広域避難所・中目黒公園

保育内容に関する相談・苦情

相談・苦情受付責任者	氏名　山本　清吾　（園長）
相談・苦情受付担当者	氏名　石黒　節子　（保育主任）

第三者委員	氏名　新倉　勝 （役職）社会福祉法人さがみ愛育会監事 氏名　田中多輝子 （役職）元小学校教諭
受付方法 園のコミニュティボックス・面談・電話・メールなどの方法で相談・苦情を受け付けます。上記、第三者委員や目黒区保育課などへの直接相談でも構いません。	

※ その他の項目については
「にゅうえんしんきゅうおめでとう」「もうすぐにゅうえん」にて説明します。

※　必要な情報公開は園内掲示やホームページ、園だより等事務室受付にて行っております。

給食について

実施方法	毎日（自園調理にて完全給食）
給食の方針	旬の素材そのものの味や季節感を大切にしている。またおやつは手づくりを基本とし、食器も陶器を使ったり、クッキング保育を取り入れたり、家庭的な雰囲気を大切にしながら、食事が“楽しい時間”となるよう心がけている。
アレルギー、宗教食等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書を園に提出後、個別にご相談の上診断書に基づき除去可能なものは除去食・代替食で対応する。また誤食がないよう別の机や空間で食事を取る等、当園の食物アレルギーによる規程に則り食事提供を行っていく。また宗教食（ハラール食等）なども申請により提供する。

けが・薬の対応について

けがや体調急変時の対応	すべてのけが、体調急変時の受診については利用する子どもの「保険証、乳児医療証（発行者のみ）」にて受診する。また、園の管理体制の不備による大きなけがや疾患、園内で提供した生産物（飲食物）が原因で発生した食中毒等における病院受診の際は独立行政法人日本スポーツ振興センターによる「災害共済給付保険」、公益社団法人全国私立保育園連盟の「ほいくのほけん」を用いて対応する場合がある。いかなる場合でも病院へ受診する際は保護者へ連絡をするが、万が一繋がらない場合は緊急性がある場合については医師の判断に任せるものとする。
日々の薬、 管理について	原則として園で薬の服用は行わないこととする。 ただし、慢性疾患や熱性けいれん、アレルギーなどがあり、薬の服用について医師から指示がある場合は、医師が記載した「与薬指示書」が必要となる。その「与薬指示書」と保護者が記入する「与薬依頼書」と共に薬を預かり、その特別薬の処方期間は１年以内とする。 なお、使用にあたってはその都度保護者へ連絡をする。 また、園内でのけが等における薬の服用においては対応する。

年間行事予定

月	行事内容
4 月	であいの日（入園と進級を祝う会）
5 月	保護者説明会及びクラス懇談会
6 月	保育参加ウイーク
7 月	プール開き　七夕　いたずらキャンプ　わんぱくキャンプ
8 月	プール遊び　ふるさとまつり
9 月	総合防災訓練　引き取り訓練
10 月	運動会
11 月	保育参加ウィーク　親子遠足
12 月	もちつき会　もみの木のつどい　おみせやさんゴッコ

1 月	獅子舞
2 月	保育と育児を考える週間　おたのしみ発表会
3 月	年長おたのしみ遠足　年長おたのしみ会　そつえんしき

送迎について

＊駐車場はございませんので、車での送迎はご遠慮ください。

＊駐輪場はありますが、停めきれない場合は近隣の駐輪場をご利用下さい。

＊バギー置き場を利用する際は必ずたたんで停めてください。

別表

保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育活動に係る費用（実費）	・カラー帽子（最初の１つは無料支給） ・名札（年度初めに１つ無料支給）	1,２６０円（税込み） １５０円（税込み）